

9月9日は「救急の日」

救急フェア開催

日時：9月9日(土)、午後1時～3時30分(雨天中止)
会場：クレアパーク

川越市医師会の協賛で、救急車・救急資器材の展示、応急手当て(心肺せせい法など)の方法講習、応急手当てポケットブック・携帯用人工呼吸マスクの配布、キッズコーナーなどの催しを行います。市民の皆さんの来場をお待ちしています。

あなたの手で!

救急車が到着するまでの時間は、全国平均で約六分～七分。人の脳に酸素が運ばれなくなつてから五分で、約50パーセントの方の命が助からないといわれています。

救急車が到着するまでの間に助けることができるのは、その場に居合わせた「あなた」なのです。

「救命講習」を行っています!!

川越地区消防局では、普通・上級救命講習会を毎月実施しています。詳しくは、毎月二十五日発行の広報川越

川越市ファミリー・サポート・センター提供会員を募集

問い合わせ：こども家庭課管理係・TEL内線2582

地域中心の育児に関する相互援助活動を支援している川越市ファミリー・サポート・センターでは、子育ての手伝いをする、提供会員(下記の講習会に要参加)を募集します。

会場：総合福祉センター・オアシス
定員：先着三十人

申し込み：9月1日(金)～11日(月)(日曜日を除く)の午前9時～午後5時に、電話で同センター(市社会福祉協議会内)・TEL 225-3828

*講習会会場へは、公共交通機関や自転車をご利用ください。
*依頼会員としての入会希望者は、随時受け付けています。

「お知らせパック」をご覧ください。
お問い合わせ：消防局救急課

急指導担当・TEL 222-10160

川越社会保険事務所からのお知らせ

このたびの不適正事案を踏まえ、平成十六年度の一部と同十七年度分の国民年金保険料の免除などについて、被保険者全体の申請期限を延長することにいたしました。

●届出の延長期間

10月31日(火)まで。

*改正前の申請期限は、全額免除・半額免除・納付猶予が

7月31日、学生納付特例が4月30日まででした。

●対象期間

全額免除・半額免除・納付猶予：平成十六年度の一部

160

予：平成十六年度の一部

平成十七年4月～同年6月

平成十七年度

平成十七年7月～同十八年6月

学生納付特例：平成十七年度

平成十七年4月～同十八年3月

●申請方法

希望者は年金手帳と印鑑を持参、学生納付特例の場合は学生証も用意して、国保年金課(本庁舎二階)・出張所・連絡所で申請してください。

*平成十八年度分の申請も、受け付けています。

免除などについて、詳しく

日時	テーマ
10月3日(火)	開講式・オリエンテーション
10月5日(木)	援助活動への期待・援助活動の実践 保育の心
10月11日(水)	乳幼児の生活と育児のフンポイント 子どもの心と身体の発達
10月17日(火)	子どもの事故と安全・応急処置 子どもの食事とおやつ いっしょに遊ぼう! 楽しく遊ぼう! 子どもの病気
10月17日(火)	閉講式

は川越社会保険事務所(TEL 242-2345)にお尋ねください。

問い合わせ：国保年金課国民年金係・TEL内線2481

介護保険地域密着型サービス事業者を募集します

市内において来年度、地域密着型サービスを行う事業者を次のとおり募集します。

●公募する地域密着型サービスの種類および圏域

認知症対応型共同生活介護：第2圏域・第4圏域

地域密着型特定施設入居者生活介護：第1圏域・第6圏

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：第2圏域

●事前相談受付期間

九月一日(金)～二十九日(金)

の、午前八時三十分～午後五時(土・日曜日、祝日を除く)。

電話予約のうえ、直接お越しくください。

●申請受付期間

十一月一日(水)～十七日(金)

の、午前八時三十分～午後五時(土・日曜日、祝日を除く)。

申請には、事前相談が終了していることが必要です。

詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ：介護保険課計画担当・TEL内線2563

在宅医療廃棄物の処分方法について

市民の皆さんの家庭でお使
いになった医療廃棄物には、
市で処理できる物とできない
物があります。

市で処理できる物：点滴バツ
グ・腹膜透析用バツグおよ
び付属のチューブなどのプ

10月から医療保険制度が変わります

■高額療養費が変わります

高額療養費…被保険者が同一の医療機関で、1か月の保険診療分の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が支給されます。保険診療分が対象のため、入院時の食事代や差額ベッド代、保険適用外の費用は支給の対象外となります

●70歳未満の方

上位所得者・一般の、自己負担限度額が引き上げられます。

9月30日(土)まで

住民税課税世帯	1か月の自己負担限度額	4月目以降
上位所得者	139,800円+(保険診療費-466,000円)×1%	77,700円
一般	72,300円+(保険診療費-241,000円)×1%	40,200円



10月1日(日)以降

住民税課税世帯	1か月の自己負担限度額	4月目以降
上位所得者	150,000円+(保険診療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(保険診療費-267,000円)×1%	44,400円

*「上位所得者」とは、国保加入者の基礎控除後の総所得金額等が600万円（9月30日(土)までは670万円）以上の世帯の方です。

*「4月目以降」とは、診療月から見て過去12か月以内の同一世帯において高額療養費の該当回数が4回以上あった場合の、4回目以降の自己負担限度額となります。

同一世帯において、同一月に2人以上が（もしくは、同一人が同一月に2つ以上の医療機関で）それぞれ21,000円以上の保険診療分の自己負担額がある場合は、該当者の自己負担額を合算することができます。

なお、慢性腎不全で人工透析を要する方の1か月の自己負担限度額は1万円でしたが、上位所得者の自己負担限度額は2万円に引き上げられます。

●70歳以上の前期高齢者または老人保健の医療受給者

現役並み所得者・一般の、自己負担限度額が引き上げられます。

9月30日(土)まで

所得区分	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院および世帯ごとの限度額
現役並み所得者	40,200円	72,300円+(保険診療費-361,500円)×1% 40,200円（4月目以降の場合）
一般	12,000円	40,200円



10月1日(日)以降

所得区分	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院および世帯ごとの限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(保険診療費-267,000円)×1% 44,400円（4月目以降の場合）
一般	12,000円	44,400円

上記の対象は、国民健康保険加入者と老人保健医療受給者です。社会保険などに加入している方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。

問い合わせ…国民健康保険加入者＝国保年金課国保給付係・TEL内線2472▶老人保健医療受給者＝福祉医療課老人医療係・TEL内線2533

ラスチック製品

*バツグは中身を空にし、チューブは五十センチ未満に切って、透明または半透明の袋に入れて「可燃ごみ」の日に

出してください。

市で処理できない物：「注射器」や「注射針」など、感
染性のある物や鋭利な物
*かかりつけの医療関係機関

などに相談して、処理を依頼
してください。

問い合わせ：環境業務課管理

係・TEL内線2631

エコオフィスに 仲間が増えました

ごみの減量化・資源化な
ど、環境に配慮した活動を積

極的に行っている事業者を認
定する「エコストア・エコオ

フィス制度」。このエコ仲間
に、二事業者がエコオフィス

として加わりました。

エコストア・エコオフィス
認定申請は、随時受け付けて

います。認定を希望する事業
者は、環境業務課にお尋ねく
ださい。

エコオフィス

土木・建築業

近藤リフレサービズ(株)川
越営業所(南台三丁目)

製造業

日油技研工業(株) (的場新
町)

問い合わせ：環境業務課減量
リサイクル推進係・TEL内線
2635